

平成29年度 廿日市市立四季が丘小学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、廿日市市立四季が丘小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しを持った指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条

積極的生徒指導により、規範と規律礼儀を定着させ、児童が充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として交通安全ルールを守り、登下校をする。

- (1) 決められた通学路を通る。
- (2) 朝は7時50分から8時15分までの間に登校する。
- (3) 登校したら、校外学習以外は外に出ない。
- (4) 下校は、原則として15時45分、木曜日は14時15分までにする。
- (5) 欠席や遅刻・早退をする場合は、担任の先生に届けを出す。(又は、保護者が確実に連絡をする。)

(頭髪)

第3条 学習の妨げとならない髪型とし、頭髪については次のことを指導する。

- (1) 不自然な髪型(パーマ、そり込み、一部を極端に伸ばしたり切ったりしない。バランスの取れない髪型等)にしないこと。
- (2) 染色、脱色、着毛、整髪料、パーマ、カールにしないこと。
- (3) カチューシャや髪飾りは使用しない。基本は黒か茶色のゴムやピンを使用。
- (4) 保健上の都合で上記の規定にできない場合は、保護者を通して担任に届け出て学校の許可を得る。

(装飾等)

第4条 装飾等については、次のことを指導する。

- (1) 色つきリップは使用しない。
- (2) マニキュア・ペディキュア等の爪や身体への装飾をしない。
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ミサンガ等の装身具をつけない。

(持ち物)

第5条 持ち物については、次のことを指導する。

- (1) 名札をつける。(朝の会であげて帰りの会でははずし、所定の場所に入れておく。)
- (2) 持ち物には全て名前を書く。
- (3) ゲーム、お菓子、マンガ、装飾品、その他、学校生活に必要なでないものは持ってこない。
- (4) 携帯電話の学校内への持ち込みは禁止する。
- (5) キーホルダー、ぬいぐるみ、ストラップなどをカバンや筆箱につけない。

(身なり等)

第6条 身なり等については、次のことを指導する。学習にふさわしい身なりとする

(1) 服装

- ①自由服とするが、儀式(入学式・卒業式)や修学旅行では、黒・紺・白などを基調とし、派手な色合いのもの、華やかなデザインや大きな文字・図柄の入ったものフードつきのもも避ける。
- ②学習や運動に適した動きやすい服装をし、小学生らしい身なりをする。(極端に丈の短い短パンやスカート、肩が出る服などは禁止する。)

(2) 靴

- ①特に指定はないが、通学靴は、華美でなく体育の授業で使用できる運動靴とする。(ハイカットシューズ・ヒールシューズ等禁止する。)
- ②雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。
- ③体育館では体育シューズをはく。(主に体育時)

(3) 体操服

- ①指定体操服(半袖シャツ・長袖シャツ・ハーフパンツ)を着用。
- ②転校やその他の事情がある場合、他の体操服を着てもよい。
- ③保護者からの連絡がある時は、体育の時間に長ズボン・タイツをはくことを許可する。

(4) 防寒着等

- ①冬季など寒い時期には、ウインドブレーカー・ジャンパー・手袋・マフラー・ニット帽・ネックウォーマー等を登下校に着用してもよいが、フードはかぶらない。
- ②授業中または校舎内では着用しない。

(5) カバン

ランドセルなど、教科書や体操服の学習用品を入れるのに適したものを使用。

(校内の生活)

第7条 校内の生活については、次のことを指導する。

(1) 授業

- ①時間(チャイムや放送)を守る。
- ②授業時のあいさつ、返事を大切にし、正しい言葉づかいをする。

(2) 休憩時間

- ①校内放送は黙って聞く。
- ②特別教室や体育館には、担任の許可なく入らない。
- ③職員室や他の教室に入るときは、あいさつをし、学年名前を言い、用件を伝えてから入室する。
- ④廊下や階段は、走ったりふざけたりしないで、右側を歩く。
- ⑤学校の施設や道具、草花や樹木を大切に使う。
- ⑥整理整頓をする。
- ⑦上靴で歩くところ、運動靴で歩くところを守る。
- ⑧ボール遊びは、運動場でする。
- ⑨手すりは遊びに使わない。側溝・グレーチングの上など危険なところで遊ばない。
- ⑩3階広場には入らない。
- ⑪特別教室には、右側を静かに並んで歩いていく。

(3) 保健室の利用

- ①体調がすぐれない場合は、担任の許可をもらい保健室を利用する。
- ②体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。早退については保護者の迎えを原則とする。

(4) 清掃

縦割り掃除では、高学年が低学年に掃除の仕方を教える。

(5) その他

- ①学校内の施設・物品を破損した場合や落書きを発見したときは、職員室に届ける。破損後の処理については、教職員の指示に従う。場合によっては、関係機関と連絡する。弁償しなければならない場合もある。

る。

- ②黒板，壁，建物，机，トイレ，遊具等に落書きをしない。
- ③校外で行われる学校の教育活動（修学旅行を含む校外学習など）においてもこの規程通りとする。
- ④卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りを禁止する。用事のある場合は，職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り，指導したにも関わらず，校外に移動しない場合は，関係機関と連絡する。

第3章 校外での生活に関すること

（放課後・遊び）

第8条 校外生活の心得については保護者との共通認識のもとで次のことを指導する。

- ①午後4時50分以降，児童だけで校内で遊ばない（午後5時までに家に帰る。）
- ②校区外に出るときは原則保護者同伴とする。（習い事などの場合保護者の許可がいる。）
- ③児童だけでショッピングモール（大型店舗）・デパート・ゲームセンター・カラオケボックス・夜間の外出など危険が伴う場所への出入りは禁止する。
- ④金銭の貸し借り・物品の売買・おごり合い・かけごとなどはしない。
- ⑤火遊び・エアガン・道路や工事現場・砂防ダム・登山道で遊ばない。
- ⑥学校にお菓子や清涼飲料水を持ってこない。
- ⑦自転車やキックボードなどは，ルールやマナーを守る。（できるだけヘルメットを着用する。）
- ⑧学校の用事で学校に来るときは，自転車では来ない。
- ⑨遊びで学校に来るときは，必ず自転車置き場に置く。運動場に乗り入れたり，裏門の周りに置いたりしない。
- ⑩他人の私物，公共施設，選挙ポスターなど落書きをしない。自動車を蹴ったり傷をつけたりしない。
- ⑪パソコン・携帯電話などの情報通信機器について，子どもの利用状況を把握し，家庭でのマナー作りや，フィルタリングの設定など，トラブルの未然防止に努めるよう，保護者と連携する。

第4章 特別な指導に関すること

（特別な指導）

「社会で許さないことは，学校においても許さない。」との認識に基づき，児童が校内および校外で問題行動を起こした場合には反省をさせ，よりよい学校生活を送るために指導する。

（問題行動への特別な指導）

第9条 次の問題行動を起こした児童について，教育上必要と認められる場合は，特別な指導を行う。

（1）問題行動とは，次のような行為をさす。

- ①法令・法規に反する行為（万引き，威圧・強要行為，建造物・器物破損，飲酒，喫煙，その他）
- ②本校の決まりなどに従わない行為（いじめ・暴言・暴力・指導無視・授業妨害・授業エスケープ，その他学校が指導を必要と判断した行為。）
- ③パソコン・タブレット・携帯電話等を用い，SNSやLINE，ツイッター等上において，人を傷つけたり，障害したりする行為。

（2）特別な指導では，説論・反省文を書かせるなど，発達段階に応じた反省指導を行う。

- ①必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
- ②特別な指導は，別室にて行い，その後，担任・生徒指導主事などが，保護者連絡を行う。
- ③特別な指導の際には，指導にあたった教職員が時系列で記録をとる。
- ④特別な指導をした場合は，その後の児童の様子を十分観察し，指導にあたる。
- ⑤必要に応じて，市教委・警察・児童相談所などの諸機関と連携を取る。

（規程の施行）

この規程は，平成29年4月1日より施行する。